

意見書案第2号

学校教育における新型コロナウイルス感染症対策充実に 向けた財政支援の拡充に関する意見書

2020年2月27日の臨時休業要請や新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出により、休業等における学習機会の保障や心のケア等、子供たちへの支援や再開に向けた学校教育の在り方について、目まぐるしく状況は変化している。

再開後の学校は、文部科学省通知の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等についてなどに示されているとおり、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、子供一人ひとりに今まで以上に寄り添うきめ細やかな指導を行う必要があるが、現在の学校体制では、充分に対応することは困難である。

既に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により、未指導分の補習等のための学習指導員の配置や、GIGAスクール構想の前倒しが進められているが、学校での感染拡大を防止し、学びの質を保障するためには少人数指導の導入等が求められており、そのための大胆な教員の加配措置が必要である。また、感染防止対策などの追加的業務に対応するための人的配置の拡充も欠かせない。そして、感染防止対策にかかわるマスク、消毒液や指導上必要な備品等の購入が更に増えることが想定される。

GIGAスクール構想も端末配置といった導入予算だけでなく、機材のメンテナンス、教材開発にかかわる人的配置等、運用上必要とされる予算確保も同時に進められることが、効果的な活用には不可欠である。

前例がない緊急事態の中で、学校が子供たちや保護者の不安に向き合うとともに、社会総がかりで子供たちの豊かな学びの支援を継続して行う必要がある。

よって、逗子市議会は国に対し、次の事項が実現されるよう要望する。

- 1 子供の命と心のケアを含む心身の健康保持及び豊かな学びの保障に向け、きめ細かな支援や配慮のための人的配置を拡充すること。
- 2 いかなる状況の中でも学びの継続を保障するため、必要な環境整備を国の財源で速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月24日

逗子市議会